

固相抽出装置購入仕様書

1 用途

浄水場原水、浄水及び栓水の非イオン界面活性剤、フェノール類、農薬類、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオktan酸（PFOA）の検査に使用する。

2 購入機器

固相抽出装置 一式

(1) 機器構成 装置本体

(2) 付属品等 配管部材等 一式

スタートアップキット 一式

説明書（日本語で記載され、製本されたもの） 1 部以上

3 要件

納入機器は、『水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成 15 年 7 月 22 日厚生労働省告示第 261 号[最終改正令和 7 年 3 月 26 日環境省告示第 25 号]） 別表第 28 及び 29』並びに『水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について（平成 15 年 10 月 10 日健水発第 1010001 号[最終改正令和 7 年 3 月 26 日環水大管発 2503266～2503269 号]） 別添 4 水質管理目標設定項目の検査方法 目標 31、別添方法 5、5 の 2、6、18、19、21、22 及び 25』に規定されている前処理に適応している装置であり、固相カラムのコンディショニング、試料通水、溶媒抽出及び濃縮まで全自動で動作するものとする（バックフラッシュ抽出は除く。）。

前処理を行う試料は、浄水場原水の湖沼水並びに処理水の浄水及び栓水であり、納入機器はこれらの試料に適しているものとする。

4 仕様

(1) 装置本体

- ① 送液方法はシリンジポンプ方式であること。
- ② 同時に処理できるサンプルラインは 6 以上であり、任意のラインを使用できること。
- ③ 溶媒ラインは 5 以上あること。
- ④ 試料の通水量の設定は 100～2000mL の範囲を満たすこと。
- ⑤ 試料の通水速度の設定は 0.5～100mL/min の範囲を満たすこと。
- ⑥ 抽出試料の濃縮時に加温できること。
- ⑦ 固相カラム（Waters Oasis HLB Plus）が使用できること。
- ⑧ 固相カラムの乾燥及び抽出試料の濃縮に窒素以外の特殊なガスを使用しないこと。
- ⑨ シリンジ及びチューブ等の溶媒に触れる部分はメタノール、アセトン、酢酸エチル、トルエン及びジクロロメタンに耐性があること。
- ⑩ 装置本体に制御メソッドが 20 以上保存できること。
- ⑪ 装置本体の大きさは 500(W)×600(D) ×650(H) mm 以内であること。
- ⑫ 装置本体の重量は 70kg 以下であること。

(2) 電源

設置予定場所付近には、JIS C 8303 2 極接地極付差込接続器 (15A125V) が装備されている。追加で電源工事等が必要な場合は納入者が対応するものとし、その費用を入札額に含めること。

5 参考機種

本仕様を満たす参考機種は次のものである。

メーカー	機 種
ジーエルサイエンス (株)	アクアトレース ASPE899

6 同等品確認申請書の提出について

参考品以外のものが入札に参加を希望する者は、**令和 7 年 9 月 4 日 (木) 午後 5 時 00 分まで (必着)** に『同等品確認申請書』及び機器等の仕様が確認できるカタログ等を郵送又は持参すること。

(郵送の場合の郵送先等)

〒520-0022

大津市柳が崎 6 番 1 号

大津市企業局 水道事業部 浄水管理センター 水質管理課長 宛

※一般書留又は簡易書留で、同等品確認申請書等を封入封かんし、「同等品確認申請書在中」と記載するとともに、申請者名を差出人として記載すること。

(持参の場合の提出先)

大津市企業局 水道事業部 浄水管理センター 水質管理課まで (浄水管理センター内 (大津市柳が崎 6 番 1 号))

※事前に電話 (077-524-1644) で連絡すること。

【同等品確認申請書の取り扱い等】

ア 水質管理課は「同等品確認申請書」を速やかに確認し、申請者にその結果を電話、ファックス又はメールのいずれかの方法で連絡するとともに、「同等品確認申請書 (確認後)」の写しを渡す。

イ 水質管理課は、「同等品確認申請書(確認後)」の原本を契約管財課に渡す。

ウ 申請者は、申請した機器が仕様と合致する場合、「一般競争入札参加資格確認申請書及び誓約書 (様式 1)」を提出することができる。(入札参加確認申請書提出時に、同等品確認申請書 (確認後) の写しの添付は不要。) なお、申請した機器が本市の求める仕様に合致しない場合、入札に参加できない。

エ 契約管財課は、申請者から「一般競争入札参加資格確認申請書及び誓約書 (様式 1)」の提出があった場合、「同等品確認申請書(確認後)」の原本と合わせて入札関係書類とする。

オ 「同等品確認申請書 (確認後)」の原本は返却しない。

7 設置場所

大津市柳が崎 6 番 1 号 柳が崎浄水場内 浄水管理センター1 階 前処理室
設置場所の確認を行う場合は、その費用は入札参加者の負担とする。

8 納入条件

- (1) 物品は全て新品であり、入札書提出時点で製品化（生産販売）されていること。
- (2) 設置する日程については検査の都合があるため、担当者と協議し、指示に従うこと。
- (3) 指定された場所に使用可能な状態で設置・調整すること。なお、設置予定場所には現有機器があるため、配管等を適切に取り外すこと。
- (4) 機器等が正常に機能するために必要な物品、組立て及び取付け等に必要な物品は納入者の判断において適宜追加すること。
- (5) 機器の設置場所については、担当者に十分確認し、機器の設置及び初期設定等に必要な装置及び部材等は納入者の判断において適宜準備すること。特に、ガス配管及び排気ラインの設置・据付等を考慮すること。
- (6) 設置後、全ての機器が正常に動作することを確認すること。特に、流量計が正確に稼働することを十分に確認すること。
- (7) 『水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成 15 年 7 月 22 日厚生労働省告示第 261 号[最終改正令和 7 年 3 月 26 日環境省告示第 25 号]） 別表第 28 及び 29』並びに『水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について（平成 15 年 10 月 10 日健水発第 1010001 号[最終改正令和 7 年 3 月 26 日環水大管発 2503266～2503269 号]） 別添 4 水質管理目標設定項目の検査方法 目標 31、別添方法 5 及び 5 の 2』に規定されている前処理に対応した制御メソッドを作成すること。
- (8) 設置後、機器の操作・メンテナンス方法を説明すること。
- (9) 梱包材は納品後引き取ること。
- (10) 上記(3)から(9)に要する費用を全て含めた額を入札金額とすること。

9 保証期間

検収後、1 年間は無償保証期間とし、正常な使用において障害又は故障が生じた場合、無償で修理するとともに速やかに原因及び処置について報告すること。

10 保守・修理

障害対応については、大津市の休日を定める条例（平成元年条例第 67 号）に規定する大津市の休日を除く日の午前 8 時 40 分から午後 5 時 25 分までの間において障害が発生した場合には、速やかに復旧のための作業を開始できる保守体制を有すること。ただし、緊急事態でやむをえない場合はこの限りではない。

また、本機器は納入後 10 年間程度使用する予定であり、その間は部品供給及び機器修理の対応が可能と見込まれること。

11 その他

作業において分析機器及び施設等に損害を生じた場合は、納入者は責任を持って復元を行い、生じた全費用について負担すること。

納入者は、業務に従事するものに対して、常に検温等健康状態の確認を実施し、発熱、せき及び全身倦怠感等のインフルエンザ様の症状があるものを従事させてはならない。

高病原性新型インフルエンザ等（新感染症を含む）流行時には、大津市企業局は請負業者に対して浄水場への立ち入りを禁止する等必要な措置を指示することができる。

本仕様書について疑義のある場合は、担当者と協議の上、その指示に従うこと。